【1993 年 9 月 24 日】年金改革についての要請（厚生大臣宛）（年金審議会会長宛）
日本労働組合総連合会

1993 年 9 月 24 日

厚生大臣　大内　啓伍　殿

日本労働組合総連合会
会長　山岸章

要請書

目頃のご活躍に深く敬意を表します。

年金審議会では、来年度に予定される制度改革への意見書とりまとめに向けて、鋭意審議が続けられており、9 月 14 日の同審議会では起草委員会の草案が提起され論議が行われました。

しかしこの草案には、支給開始年齢について「65 歳からとする」との意見が一方的に盛り込まれており、連合の主張する「支給開始年齢の 60 歳堅持」の意見は全く盛り込まれていません。連合は、定年年齢と年金支給開始年齢の結合を前提として、給付と負担の問題についても公平・公正化の見地から突っ込んだ具体的提案を行ってきましたが、草案には私たちの提案が的確に反映されていると、受けとめることはできません。

つきましては、年金改革が明るく豊かな社会づくりにつながるよう、下記事項について特段のご配慮を要請いたします。

1、　年金審議会の意見とりまとめにあたっては、拙速を避け十分審議が尽くされるよう努められたい。
2、　当面する年金改革においては、"60 歳を起点とした多様な選択と生活安定"の確保にむけて、①定年年齢と年金支給開始年齢の結合による 60 歳支給開始の堅持、②「部分就労・部分年金制度」の導入による在職老齢年金制度の抜本改善など、勤労者の実感・実態を踏まえた制度の実現に努められたい。
3、　政府は、前政権の「支給開始年齢 65 歳引き上げ」方針を転換するよう努められたい。また、年金制度に関する情報を十分に公開するとともに、複数の改革試案とそれらの財政的見通しを提示し、広く国民的論議が行われるよう最大限の努力を払われたい。

1993 年 9 月 24 日

年金審議会会長　京極　純一　殿

日本労働組合総連合会
会長　山岸章

要請書

来年度に予定される年金制度改革への意見書とりまとめにむけた年金審議会の精力的なご審議に対し、深く敬意を表します。

去る 9 月 14 日の同審議会では、起草委員会の草案が提起され論議が行われましたが、この草案には、支給開始年齢について「65 歳からとする」との意見が一方的に盛り込まれており、連合の主張する「支給開始年齢の 60 歳堅持」は全く盛り込まれていません。

連合は、定年年齢と年金支給開始年齢の結合を前提として、給付と負担の問題についても公平・公正化の見地から突っ込んだ具体的提案を行ってきました。しかし遺憾ながら、私たちの提案が的確に受けとめられているとは申し上げられません。

つきましては、年金改革が明るく豊かな社会づくりにつながるよう、下記事項について特段のご配慮を要請いたします。

1、　年金審議会の意見書とりまとめにあたっては、拙速を避け十分審議が尽くされるよう努められたい。

2、　当面する年金改革においては、"60 歳を起点とした多様な選択と生活安定"の確保にむけて、①定年年齢と年金支給開始年齢の結合による 60 歳支給開始の堅持、②「部分就労・部分年金制度」の導入による在職老齢年金制度の抜本改善など、勤労者の実感・実態を踏まえた制度の実現に努められたい。

3、　年金審議会は、「支給開始年齢 65 歳引き上げありき」の意見とりまとめを行わないよう努められたい。また、年金制度に関する情報を十分に公開するとともに、複数の改革試案とそれらの財政的見通しを提示し、広く国民的論議が行われるよう最大限の努力を払われたい。